

富加町児童センター指定管理者募集要項

富加町児童館設置条例第4条に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

指定管理者は、富加町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例により指定します。

1 施設の概要

(1) 児童センター

「資料1 施設概要」を参照してください。

(2) 各施設の過去5年間の収支内訳

「資料2 施設収支内訳」を参照してください。

(3) 各施設の過去5年間の利用者数

「資料3 児童センター利用状況」を参照してください。

2 指定管理者が行う管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲

(1) 施設の維持管理に関する業務

施設の維持管理及び軽微な修繕を指定管理者の責任において行っていただきます。（ただし、原形を変えずる修繕及び模様替えを除く。）

施設の管理にあたり、町が別に委託する放課後児童クラブ（学童保育）事業の実施者と調整し、放課後児童クラブ（学童保育）事業の実施に支障が無いようにして下さい。

(2) 施設の運営

ア 児童に健全な遊び場を与え、集団及び個別指導により自主的な活動の支援を行う。

イ 児童館ランドセル来館事業を行う。

ウ 子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成及び助長を行う。

エ その他地域の児童の健全育成に必要な活動（講座等の開催を含む）を行う。

オ 上記に掲げるもののほか、遊びを通して体力増進のための特別指導（運動に親しむ習慣の形成、心と身体の健康づくり等）を行う。

カ 適正な運営を図るため、運営委員会を開催し、その意見を徴してその運営に当たる。

3 指定管理者の指定の予定期間

5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）

4 管理の基準

(1) 関係法令の遵守及び施設の目的に沿った管理

関係法令等を遵守し、施設の目的に沿った運営を行うこと。

(2) 開館時間

午前9時から午後5時まで（夏休み等期間中 午前8時30分～午後5時まで）

(3) 休館日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月28日から翌年の1月3日まで

※ 指定管理者は町と協議し、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができます。

(4) 利用料金等

児童館自由来館の利用料金・・・無料

児童館ランドセル来館の登録料・・・1人あたり2,000円/月

(5) 個人情報の保護

指定管理者には、富加町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第12条の規定により、施設の管理を行うに当たって取り扱う個人情報の保護のために、個人情報の適正な取り扱いの義務が課せられます。

(6) その他

その他必要な事項については、協定で定めます。

5 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準及び管理業務に従事する者の配置基準

施設に児童福祉施設最低基準第38条に規定する職員を2名配置する必要があります。

その他、設備、備品等の管理、防火管理者の設置及び利用者への対応等、施設の円滑な管理運営に支障のない組織体制を整え、必要な人員を配置していただきます。

6 管理料（運營業務委託料）

(1) 管理料は、会計年度ごとに町との協議に基づき決定した経費以内とします。支払い方法は前金払いとし、半期ごとに支払うこととしますが、具体的な時期及び金額は協議の上決定します。

※「資料2 施設収支内訳」を参照してください。

(2) 年度ごとに決定する管理料や維持管理に対する特記事項等については、協定書により決定します。また、施設の経営環境の著しい変化や協定書に定めのない事項、又は、協定書の内容に疑義が生じた場合は改めて協議します。

7 管理業務に関する負担区分

(1) 町が直接支出するもの

ア 施設の修繕及び主な備品の修繕費（原則として見積金額5万円以上）

イ 主な施設備品の購入費（協議の上決定）

ウ 建物共済保険料

(2) 管理料に含むもの

ア 光熱水費

- イ 消防用設備点検委託料
- ウ 空調設備保守点検委託料
- エ 消耗品購入費
- オ 清掃業務委託料、清掃道具の借上料
- カ 事業系ごみ袋の代金及びごみ処理委託料

8 申請の資格等

(1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成されるグループであり、本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。但し、申請する法人等又はその代表者が次のいずれにも該当しないものに限り、ます。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者及び懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から2年を経過していない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触することとなる者

エ 地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

オ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続をしている者

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその統制下にある団体若しくは構成員

キ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 複数の法人等での共同体（以下「グループ」という。）による申請の場合には次の点に留意してください。

ア グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。なお、代表法人等及び構成員の変更は、原則として認めません。

イ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請することはできません。

9 申請方法

(1) 提出書類

次のア～キまでの書類を10部（正1部、副（写）9部）提出してください。

ア 指定申請書（町指定の様式）

※富加町のホームページからもダウンロードできます。

イ 事業計画書（任意の様式）

① 運営方針

指定期間の全体及び各年度の施設の運営方針
特に効果的・効率的な管理運営及び利用率の向上の提案

② 管理運営計画

指定期間の全体計画及び単年度の計画

③ 管理運営組織と職員配置表、業務分担と勤務体制

配置人員及び職員の業務分担、職員の勤務時間と勤務表

ウ 管理に係る収支計画書

指定期間の各年度ごとに収入額と支出額を記載

エ 概要書

法人等の組織及び運営に関する事項が記載されているもの

① 法人等の定款及び法人登記簿

本社及び事業所の名称、所在地、設立年月日、従業員数等

② 法人等の経営理念や方針及び組織図

③ 法人等の代表者・役員等の氏名・履歴

オ 実績書

法人等の現年度及び過去2年度の事業実績と経営及び資産状況が記載されている書類

① 現年度の事業計画書及び収支予算書

② 過去2年度の実績書類（貸借対照表、収支決算書、その他経営内容を明らかにする書類）

カ 法人町（市）民税の納税証明書（未納がないことの証明書）

キ その他町長が必要と認める書類（追加資料等）

(2) 提出先及び提出方法

開庁日に富加町教育委員会事務局 教育課子育て支援係へ直接持参して下さい。

※郵送等による提出は不可

(3) 募集期間

令和元年9月5日（木）午前8時30分から令和元年10月7日（月）午後5時まで

(4) 留意事項

ア 事業計画書等の著作権は、申請された法人等に帰属します。ただし、町は指定管理者の審査、公表等に必要な場合は、当該事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出された書類は原則返却しません。

イ 申請に必要な経費はすべて申請者の負担とします。

ウ 申請後辞退される場合は、辞退届を提出してください。（任意の様式）

10 質問の受付

(1) 受付期限 令和元年9月20日（金）まで

(2) 受付方法 質問書（任意様式）をFAX又は電子メールで提出してください。

宛 先 富加町教育委員会事務局 教育課 子育て支援係

FAX 0574-54-2461

E-mail koshien-g@town.tomika.gifu.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は令和元年9月27日(金)までに富加町ホームページで公表します。

11 選定の方法及び基準

(1) 選定の方法

指定管理候補者の選定審査は、富加町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で行います。

選定審査は、提出書類の書類審査及び申請者によるプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションの時間、場所等については、提出期限後に別途通知します。

(2) 選定の基準

指定管理候補者の選定は、条例で定める選定基準に照らし、次に掲げる事項等を考慮して総合的に判断します。

ア 町民の平等の利用を確保することができる団体であるか。

イ 事業計画が適切なものであり、施設の利用率の向上が図られ、最も効果的・効率的な管理を実施でき、経費の縮減を図られる団体であるか。

ウ 指定管理期間を确实・安定的に管理する経理能力と経営能力がある団体であるか。

エ 施設の設置目的を十分理解し、町の福祉施策に協力する団体であるか。

(3) 候補者の決定及び通知

町は、選定委員会による選定結果報告に基づき指定管理者の候補者を決定し、全応募者に結果を文書で通知します。

(4) 審査対象からの除外

- ①審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
- ②選定委員会委員に個別に接触した場合
- ③提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ④募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ⑤提出書類が提出期限を経過してから提出された場合
- ⑥提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑦その他不正な行為があった場合

(5) 再度の選定

指定管理者を指定するまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に候補者を決定できることとします。

12 指定管理者の指定

町は、指定管理者の候補に選定された団体について、富加町議会の議決を経て指定管理者として指定します。

13 問い合わせ先

富加町教育委員会事務局 教育課 子育て支援係

〒501-3392

富加町滝田1511番地

電話 0574-54-2177 (直通)

FAX 0574-54-2461